

令和6年度指定管理者制度活用事業 評価シート(こども文化センター)

1. 基本事項

施設名称	ふれあい館・桜本こども文化センター	評価対象年度	令和6年度
事業者名	・事業者名 社会福祉法人青丘社 ・代表者名 理事長 三浦 知人 ・住所 川崎市川崎区桜本1-8-22	評価者	青少年支援室長
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日	所管課	こども未来局 青少年支援室

2. 事業実績

利用実績	1 ふれあい館・桜本こども文化センター ①年間延べ利用者数	R5 43,349人	R6 45,030人	②年間延べ利用団体数	R5 531団体	R6 675団体
	2 さくら小学校わくわくプラザ ①登録者数	127人	127人	②年間延べ利用者数	15,058人	17,410人
	3 大島小学校わくわくプラザ ①登録者数	178人	184人	②年間延べ利用者数	16,349人	17,993人
	4 東大島小学校わくわくプラザ ①登録者数	143人	142人	②年間延べ利用者数	12,815人	14,738人
収支実績	1 収入 指定管理料 その他収入 合計	単位:円 148,804,771 1,057,840 149,862,611				
	2 支出 人件費 管理費 事務経費 その他経費 合計	126,014,131 10,864,451 9,452,932 0 146,331,514				
	3 差引	3,531,097				
サービス向上の取組	地域の祭りへの参加・協力、地域文化活動への支援など、地域共生の街づくりや学習支援の実施などの中高生・若者の居場所づくりに取り組むほか、子育て支援、外国人住民、高齢者、障がい者へのサポートなどの孤立化の防止に向けた取組を実施した。					

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
事業の推進	こども文化センターの運営【川崎区第4グループ】については、ふれあい館を含む	・「仕様書」を遵守し、「事業計画」に基づいた、適切・着実な事業の実施がなされているか。	10	4	8
		・「こども文化センター」の運営をすることにより、児童の健全な育成が図られているか。			
		・運営協議会や子ども運営会議、利用者アンケートなどの意見を運営に反映しているか。			
		・様々な遊びや地域連携・交流の促進、多世代交流や多様性への理解を深める主催事業（イベント等）が実施できているか。			
		・施設や事業を知ってもらうための広報を適切に実施できているか。			
		・ふれあい館の役割、機能を理解した取組が行われているか。【川崎区第4Gのみ】			
	わくわくプラザの運営	・「仕様書」を遵守し、「事業計画」に基づいた、適切・着実な事業の実施がなされているか。	10	3	6
		・「わくわくプラザ事業」を実施することにより、放課後児童の健全育成が図られているか。			
		・子ども運営会議、利用者アンケートなど、利用者の意見を反映した多様なプログラムが実施できているか。			
		・利用者への案内と必要な連絡を適時適切に実施できているか。			
		・事業を知ってもらうための広報を適切に実施できているか。			
		・学校において実施する取組とも適切に連携できているか。			
	地域連携・地域の人材育成	・「仕様書」を遵守し、「事業計画」に基づいた、適切・着実な事業の実施がなされているか。	10	3	6
		・事業の実施にあたり、学校及び行政機関、地域の団体、地域住民、施設等との連携がなされているか。			
		・地域における子どもの健全育成の環境づくりの必要性を理解し、地域組織やボランティア等の活動拠点としての場の提供や地域における人材育成や活動支援について取組があるか。			
	(評価の理由)				
・こども文化センターの運営（ふれあい館含む）について、仕様書に基づき、事業計画に沿って、意見を調整しながら主催事業の企画・実施、広報その他館の運営を適正に実施した。					
・全こども文化センターでは、川崎市市制100周年記念イベントとして、こども文化センター全館をオンラインでつなぎ、館対抗のビンゴ大会を実施した。					
・ふれあい館・桜本こども文化センターでは、学習支援やフードパントリー、桜本こども食堂など、地域の特色に合わせた取組を多数提供することで、中高生や家庭環境に課題を抱える方等に居場所を提供した。					
・わくわくプラザの運営について、仕様書に基づき、事業計画に沿って、子どもたちの安全を確保しつつ、地域との連携を踏まえて、プログラムの充実を図るなど、適正に実施した。					
・地域連携・地域の人材育成について、仕様書に基づき、事業計画に沿って、関係機関や地域人材等と連携し、利用者等に活動の場や充実した体験の場を提供するなど、適正に事業を推進した。					

職員体制	こども文化センター職員配置等【川崎区第4グループ】については、ふれあい館を含む	・「仕様書」において定める職員配置の最低基準が遵守されているか。⇒①館長1名を含む常勤2名以上の配置(ふれあい館・桜本こども文化センターにあっては常勤3名以上)、②各時間帯を通じて常勤又はこれに準ずる者1名を含む2名以上(ふれあい館・桜本こども文化センターにあっては常勤2名以上又は常勤又はこれに準ずる者1名を含む3名以上)の勤務、③20人以上の利用が見込まれる時間帯は1名以上を追加勤務、④②・③のうち1人が児童の遊びを指導する者の配置	5	3	3	
		・「川崎市契約条例」が遵守されているか。				
	わくわくプラザ職員の配置等	・「仕様書」において定める職員配置の最低基準が遵守されているか。⇒①各時間帯を通じて常勤又はこれに準ずる者1名を含む2名以上の勤務、②1支援単位につき放課後児童支援員2名(うち1名は補助員で代えることができる)の勤務、③放課後児童健全育成事業の対象児童以外の利用児童概ね20名につき、②以外の職員1名の配置	5	3	3	
		・「川崎市契約条例」が遵守されているか。				
	職員の研修体制	・職員の資質向上のために必要な研修が実施されているか。	5	3	3	
	・職員が研修に参加しやすい仕組みづくりがなされているか。					
	・受講できない職員のためのフォローがなされているか。					
(評価の理由) ・こども文化センター職員(ふれあい館含む)の配置等について、仕様書等に基づき、適正な職員配置及び勤務体制がなされている。 ・わくわくプラザ職員の配置等について、仕様書等に基づき、適正な職員配置及び勤務体制がなされている。 ・職員の研修体制については、市の研修の受講、法人による独自研修の実施のほか、救命救急、障害のある子どもへの対応、外国につながる児童・保護者への支援をテーマにした研修など必要な研修が行われている。						
施設・設備等の維持管理	安全管理・衛生管理	・安全管理、防火管理、防犯対策、衛生管理に工夫がなされているか。	10	3	6	
		・安全管理、防火管理、防犯対策、衛生管理が適切に行われているか。				
		・必要な計画やマニュアル等が作成されているか。				
	日常点検・定期点検及び修繕等	・日常・定期・建築物等点検及び修繕が適切に行われているか。	5	3	3	
		・計画やマニュアルの内容が具体的か。				
(評価の理由) ・安全管理・衛生管理については、安全管理・緊急時対応マニュアル等を整備し、スタッフ会議など研修を行ってスタッフの意識を高めるなど、適正に行われている。また、わくわくプラザにおける事例検討や怪我・事故案件の情報を毎月、担当者会議で相互に共有することによって事故防止に活かすなど、職員の意識向上を図っている。 ・日常点検・定期点検及び修繕等については、施設・設備の保守点検を定期的に行い、補修が必要な場合は適宜、工事等実施している。また、こども文化センターでは開館前の施設点検により変化に気づける環境づくりに取組み、わくわくプラザでは、遊具の点検や遊ぶ前の準備運動など、利用者の安全確保に努めている。						
サービス向上・利用促進・満足度の把握・自主事業	サービス向上と利用促進	・利用者サービスの向上のための取組、利用促進のための活動(広報等)を実施しているか。	5	4	4	
		・利用者等の意見を適切に把握し、事業実施に適切に反映しているか。				
		・(自主事業を行っている場合)当該事業が利用者サービスの向上、利用促進に繋がっているか。				
	事故等対応・苦情等処理	・事故等の緊急時における連絡体制、苦情の窓口、処理の体制及び手順、特別な配慮を要する利用者への対応方法等が確立され、施設職員に周知されているか。	5	3	3	
		・事故等が発生した場合に迅速かつ適切な対応が図られているか。				
特別な配慮を要する利用者への対応	・特別な配慮を要する利用者への対応が適切になされているか。	5	3	3		
(評価の理由) ・サービス向上と利用促進については、ふれあい館・桜本こども文化センターと各わくわくプラザで利用者へのアンケートを実施し、職員会議で共有するとともに、経済的困窮や福祉サービスに繋がっていない家庭への支援、外国籍の家庭に対する支援などが積極的に行われている。 ・川崎第4グループのわくわくプラザでは、全ての長期休業期間に、昼食提供サービスを実施し、利用児童と保護者へのサービスの向上に寄与した。 ・事故等対応・苦情等処理については、事故・苦情処理の体制・手順について整備され、相談窓口について利用者へ周知されている。結果として、大きな事故・苦情苦情事案はなかった。 ・特別な配慮を要する利用者への対応について、かかりつけ医や保護者と対応を調整し、必要な処置が受けられる体制を整え、利用児童へのサービス向上を図った。また、学校・関係機関等と連携しながら必要な家庭のサポートが行われている。						
財務・経理	会計処理・経費縮減等	・規定やマニュアルを整備し、役割分担やチェック体制が整っているか。	10	3	6	
		・法人の規定等に沿った適切な会計処理や金銭管理がなされているか。				
		・「事業計画」に沿った適切な支出がなされているか。				
		・効率的な執行に努め、経費削減に具体的に取り組んでいるか。				
		・支出に見合う効果が得られており、サービス水準も確保されているか。				
(評価の理由) ・会計処理・経費縮減等については、令和5年度トラブルに発展した金銭管理は改善されており、会計手続きに特に問題となる事実はない。また、必要なサービス水準を維持しながら適切な支出がなされている。						
事業の安定性・継続性の確保	モニタリング	・適切に業務記録が作成されているか。	5	3	3	
		・アンケート等により利用者の意見の収集が行われているか。また、その意見を基にサービス改善に向けて取り組んでいるか。また、その方法に工夫がなされているか。				
	事業のバックアップ体制及び災害時の対応	・職員の確保策としての労働条件(福利厚生を含む。以下同じ。)や欠員時に備えた資格取得の促進、業務のバックアップ体制が整えられているか。 ・業務継続計画の策定と必要な研修及び訓練が定期的の実施され、また、避難確保計画の作成と訓練等が実施されているか。	5	3	3	
	(評価の理由) ・モニタリングについては、業務日誌及び月1回の利用人員報告書の作成により、利用実績等を把握することで業務の改善を行った。また、利用者アンケートの結果から、サービスの改善に取り組んでいる。 ・事業のバックアップ体制及び災害時の対応について、施設間で欠員等の補充を行い、配置基準を満たしている。また、作成している「災害時対応マニュアル」及び安全計画等に基づき、災害備蓄品の常備や消防訓練、避難訓練の実施など、防災体制の強化に取り組んでいる。					

その他	コンプライアンス (法令遵守)や個人情報保護の取組及び市内中小企業者への優先発注等、市内事業者活用の取組	・法人として、コンプライアンスや個人情報保護に関する規定や体制を整備しており、適正に取り組んでいるか。	5	3	3
		・市内中小企業者への優先発注等、市内事業者活用に取り組んでいるか。			
	(評価の理由) ・コンプライアンスや個人情報の取扱については、法人において定めている、コンプライアンス規定及び個人情報保護規定に基づいて業務を遂行しており、研修も行っている。また個人情報の漏洩の事実はなかった。 ・市内中小企業者への優先発注等、市内事業者活用の取組については、消耗品の購入や修繕等の委託において、市内事業者を活用した。				

4. 総合評価

評価点合計	63	評価ランク	C
-------	----	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

昭和63年の開館時から継続運営してきた団体としての経験・実績から、安定的な事業運営を行い、地域連携の模索などの取組や利用者数の増加や満足度の向上に努めた。今年度は川崎市市制100周年を記念し、こども文化センター全館をオンラインでつないだ全館対抗のビンゴ大会や、こども文化センター及びわくわくプラザの利用児童の写真を使用したモザイクアートのポスターの作成を行った。 ふれあい館・桜本こども文化センターでは、地域の中核的な拠点施設として、学習支援やフードパントリー、桜本こども食堂など、地域の特色に合わせた取組を多数提供し、中高生の居場所づくりや多文化共生事業など、幅広い事業に取り組み、地域交流、世代間交流を図っているほか、多言語情報サービスをうい子育てに必要な情報を配信するなど、必要な人に寄り添った支援を提供することで、経済的困窮や福祉サービスに繋がれていない家庭への支援、外国につながる子どもの家庭に対する支援、放課後等デイサービスとの連携などを積極的に行うなど、全体として良質なサービスを提供している。
--

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

近年、子どもを取り巻く環境が変化し、多世代交流や多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもが居場所を持つことが難しくなっている状況にある。その中で、ふれあい館・こども文化センターやわくわくプラザがそれぞれ、子どもにとって「行ってみたい(行きたい)、やりたいことができる、居心地の良い空間」となるためには、利用者にとって安心・安全な居場所であることはもとより、利用者の声・主体性・価値観を大切にする居場所づくりに一層注力していくことが重要であり、利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った環境の整備と職員の資質向上に努めるほか、地域社会全体で子どもを見守り育てる環境づくりに向けた地域との連携が不可欠となる。 そのためには、各施設が主体的に学校、行政を含めた多様な地域の団体や個人と連携・協力しながら、多世代交流をはじめとする地域づくりを進めていくことが重要であることから、引き続き利用者とその信頼の獲得に努めるとともに、より一層の事業の充実とコミュニティー施策や「放課後等の子どもの居場所」に関する施策をはじめとする市の施策推進に向けた運営に取り組むこと。 また、各施設の管理運営に長年に渡り携わってきた経験や、外国人家庭や支援を要する家庭に対する支援等のノウハウをより一層活かすためにも、引き続き積極的に地域活動等に参加し、新たな地域団体との関わりや地域人材の発掘・育成につなげていくこと。
--